

令和 2 年 5 月 7 日

関係各位

北海道運輸局
観光部観光企画課長

持続化給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金（持続化給付金）を支給します。受給を希望される方は、経済産業省のホームページにて給付金の申請手続の詳細を御確認いただき、手続を進めていただきたいと思います。なお、当該給付金に関する相談窓口は北海道経済産業局にも設置されております。

<持続化給付金の概要、申請要領等について（経済産業省HP）>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

<持続化給付金に関する相談窓口（北海道経済産業局）>

受付時間：平日・土日祝日ともに、9時00分～17時00分

直通番号：011-717-0551

https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/corona_virus/index.htm

観光企画課 植田・米沢 011-290-2700